

5-1 消火器具

1 消火器具の種類

消火器の設置にあたっては、効果的な消火を勘案してABC粉末系については、10型以上のものとする。

2 特異施設等における消火器の設置方法

精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、認知症の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

この場合、集中して設置する消火器の設置場所の扉等に「消火器設置場所」の標識を設置すること。

また、防火管理者の選任が義務となる防火対象物には、消防計画に集中設置している旨の事項を定めること。

3 付加設置

政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第4項に規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び第5項に規定する鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所、条例第44条に規定する「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備」（以下「火を使用する設備等」という。）に設ける消火器は、次によること。

(1) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力20kW以下のものを除く。）(注1)

イ 燃料電池発電設備

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの

エ 蓄電池設備（蓄電池容量20kWh以下のものを除く。）

オ 急速充電設備（全出力20kW以下のものを除く。）(注1)

(2) 規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。（平成30年5月7日付け、津市消防本部予防課長通知）

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 同一室内に設ける入力合計が117kW以上の厨房設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ただし、小規模特定飲食店等については、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除き、厨房設備の入力に関係なく消火器の設置は必要である。

オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ 入力70kW以上のボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

なお、機器が連結され、機能上一体型となるものについては、それぞれの入力を合算するものとする。

キ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(3) 条例第44条に規定する火を使用する設備等に付加設置する消火器の設置場所は、上記(1)、(2)以外の次のものをいう。

ア 入力17kW以上、据付面積1㎡以上、かつ、ドラム容積1㎡以上の乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

イ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ウ 火花を生ずる設備

エ 放電加工機

オ 設備容量2kVA以上のネオン管灯設備

カ 水素ガスを充填する気球

キ 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

ク 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。） (注2)

(注2)

(注1) 3(1)ア及びオについては、防火対象物又はその部分に設置される場合をいう。

(注2) 3(3)キ及びクについては、(注1)による他、条例の届出を要する部分をいう。